

●農林省告示第三百八号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第九十四号）第六條の規定に基づき、昭和二十五年十一月三十日農林省告示第三百六十六号の一部を次のように改正する。

昭和二十七年七月九日

農林大臣 広川 弘禪

標題中「第八條」を「第六條」に改め、一の次に次のように加える。

一の二 補助率増高申請書

昭和 年 月 日

県 郡 市(町村)森林組合(長) 何 某 他

農林大臣 殿

昭和 年 年発生災害林道復旧事業補助率増高申請書

昭和 年一月一日から十二月三十一日までの当市(町村)内における林道に係る災害復旧事業は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三條第三項の規定に該当するから、高率補助の地域に指定されたく別添関係書類を添えて申請する。

補助率増高計画書

災害別	事業主体	路線名	種 別	総延長	復旧事業費	高率補助適用事業費
				米	円	円
計						

注意

(一) 災害別欄には、何々災害等災害の名称を記載すること。

(二) 種別欄には、奥地林道、その他の林道の区分を記載すること。

(三) 総延長欄には、同一市(町村)内にある国庫補助対象となる災害林道の災害発生時の起点より終点までの全延長を記載すること。

●農林省告示第三百九号

食糧管理法施行令(昭和二十二年政令第三百三十号)第四條第二項の規定に基づき、昭和二十七年六月三十日に次のような措置をとつたので告示する。

昭和二十七年七月九日

農林大臣 広川 弘禪

昭和二十七年六月三十日農林省告示第二百八十八号(食糧管理法の施行に関する件告示の一部を改正する告示)附則中「記載するところに従い」を「記載するところに従い、生活上消費者にあつては、昭和二十七年七月三十一日まで」と改めた。

●農林省告示第三百十号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)に基づき、輸出植物検疫規程(昭和二十五年農林省告示第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年七月九日

農林大臣 広川 弘禪

別記様式を次のように改める。

別記様式

JAPANESE GOVERNMENT
PLANT PROTECTION SERVICE
PHYTOSANITARY CERTIFICATE

..... PLANT PROTECTION STATION

..... JAPAN

No.

This is to certify that the plants included in this shipment, described below, were thoroughly inspected by, a duly authorized official of the..... plant protection station, on, and were found, to the best of his knowledge, to be free from dangerous insects and plant disease.



....., 19.....
(Signature)

DESCRIPTION OF THE CONSIGNMENT

Date of Issue:
Kind and Quantity of Plants:
Number of Packages:
Locality where grown:
Name and Address of Exporter:
Name and Address of Consignee:
別記のハシケの貼付は、輸出に附するものとして、昭和二十七年六月三十日農林省告示第二百八十八号(食糧管理法の施行に関する件告示の一部を改正する告示)附則中「記載するところに従い」を「記載するところに従い、生活上消費者にあつては、昭和二十七年七月三十一日まで」と改めた。